別 紙 ３

近年、下記の返還事例が多発しております！

返還が発生すると、本来行わなくてもよい事務が発生し、双方の事務負担が増えるため、提出前に必ずチェックをお願いします。

特に注意すべき返還事例

1. 24時間連続して保育していなかったが、深夜帯に保育を行っていたため、「24時間保育」に該当するとして、実績報告書の別紙様式2－5に計上していた。

→24時間連続した保育実績がなければ、24時間保育の対象とは認められない。（24時間保育の正しい考え方については「別紙2　24時間保育日数の算定方法」を参照）

1. 日、祝日、年末年始であったが、ホームページ上に診療日として公開している等、通常診療日と同様の取り扱いを行っている日について、保育を行った場合に「休日保育」として実績報告書の別紙様式2－6に計上していた。

→日、祝日、年末年始であっても、対外的に診療日として表示する日である場合には、休日保育とは認められない。（「愛知県病院内保育所運営費補助金交付要綱」の10ページ目を参照）

※緊急外来のみを行っている場合などは、休日保育に該当する。

1. 事務職員などの補助対象職種ではない者の児童を預かっており、それらの児童を含めた状態で、実績報告書の別紙様式2－4に計上していた。

→補助対象職種ではない者の児童は、本補助金の対象外であるため、別紙2－4に計上することはできない。（補助対象職種か否かは「別紙1　令和6年度病院内保育所運営費補助金」を参照）